

労働協約の一部を改訂する協約

平成16年8月31日に締結した労働協約の一部を次のように改訂する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条項及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項及び別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削り、次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（協約適用の範囲） 第2条 この協約の適用を受ける者の範囲は、知事の事務部局に勤務する組合員で、次の職にあるものとする。 車庫長、車庫主任、守衛長、副守衛長、自動車整備士、守衛、運転士、交換手、工業技手、畜産技手、道路技術員、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、医療助手、現業主事、寮母、寮父又は検査助手</p> <p>2 略</p> <p>（勤務時間、休日、休暇等） 第7条 組合員の勤務時間、休憩時間、休日、休暇等については、次の条例等を適用又は準用する。 (1)～(8) 略</p> <p>（給料表） 第28条 給料表は別表第1のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員である組合員（以下「再任用組合員」という。）の給料月額</u>は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p>	<p>（協約適用の範囲） 第2条 この協約の適用を受ける者の範囲は、知事の事務部局に勤務する組合員で、次の職にあるものとする。 <u>現業主幹</u>、車庫長、車庫主任、守衛長、副守衛長、自動車整備士、守衛、運転士、交換手、工業技手、畜産技手、道路技術員、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、医療助手、現業主事、寮母、寮父、<u>医療計算士</u>又は検査助手</p> <p>2 略</p> <p>（勤務時間、休日、休暇等） 第7条 組合員の勤務時間、<u>休憩時間</u>、休憩時間、休日、休暇等については、次の条例等を適用又は準用する。 (1)～(8) 略</p> <p>（給料表） 第28条 給料表は別表第1のとおりとし、その適用範囲は、次の各号に掲げる<u>区分</u>に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) <u>現業職給料表(1)</u> <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員である組合員（以下「再任用組合員」という。）以外の組合員</u> (2) <u>現業職給料表(2)</u> <u>再任用組合員</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、再任用組合員の職務の級は1級とし、第1項の給料表により給料を組合員に支給するものとする。</u></p>

4 組合員の初任給は、次のとおりとする。
初任給基準

学歴免許	初 任 給
高 校 卒	1級3号給

備考 略
5及び6 略

7 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）である組合員の給料月額は、第1項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、給与条例の適用を受ける短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とする。

第31条 削除

4 組合員の初任給は、次のとおりとする。
初任給基準

学歴免許	初 任 給
高 校 卒	1級6号給

備考 略
5及び6 略

7 前3項の規定にかかわらず、再任用組合員の給料月額は、給料表に掲げる給料月額のうちから、その者の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ決定する。

8 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）である組合員の給料月額は、第6項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、給与条例の適用を受ける短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とする。

（給料の調整額）

第31条 給料の調整を行う職は、別表第4の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の組合員欄に掲げる組合員の占める職とする。

2 組合員の給料の調整額は、当該組合員に適用される組合員の区分及び職務の級に応じて別表第5に掲げる調整基本額にその者に係る別表第4の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員である組合員にあっては、その額に勤務割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額（再任用短時間勤務職員である組合員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表第1（第28条関係）

ア 現業職給料表（1）

職務の級	1級	2級	3級	4級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	120,600	218,200	262,300	313,800
2	124,300	226,200	270,800	323,700

3	128,100	234,600	279,400	333,600
4	131,900	243,500	288,000	343,300
5	134,400	252,500	296,400	352,700
6	138,800	260,900	304,800	361,900
7	143,300	279,400	310,900	370,900
8	148,500	288,000	320,200	379,600
9	154,300	296,400	329,500	388,000
10	160,200	304,800	338,700	395,300
11	166,500	310,900	348,000	404,600
12	177,400	320,200	357,200	413,200
13	184,400	329,500	366,100	421,100
14	190,200	338,700	374,800	426,900
15	195,500	348,000	382,300	432,500
16	205,700	357,200	387,800	436,300
17	213,300	366,100	392,800	440,000
18	221,100	374,800	400,500	443,900
19	229,000	382,300	405,200	447,500
20	236,400	387,800	409,400	451,100
21	252,500	392,800	412,900	
22	260,900	396,200	416,600	
23	269,300	399,700	420,100	
24	277,600	403,100	423,600	
25	285,700	406,500	427,100	
26	296,400	409,900		
27	304,800	413,300		
28	313,100	416,700		
29	321,100			
30	328,500			
31	335,900			
32	343,100			
33	348,600			
34	353,300			
35	357,300			
36	360,600			
37	363,400			
38	366,300			

39	368,800			
40	371,300			
41	373,800			
42	376,400			
43	379,000			
44	381,600			

イ 現業職給料表(2)

職務の級	給料月額		
	第1類	第2類	第3類
1 級	150,100円	187,400円	215,300円

別表第1(第28条関係)

現業職給料表

組合員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	-	-	184,400	218,200	235,700
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100
	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100

再任用 組合員 以外の 組合員	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600
	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300
	17		240,100	285,000	337,600	357,300
	18		243,000	288,700	340,900	360,600
	19		244,800	291,900	344,000	363,400
	20			294,200	346,300	366,300
	21			296,100	348,500	368,800
	22			298,100	350,800	371,300
	23			300,000	353,000	373,800
	24			302,000	355,200	376,400
	25			303,900	357,600	379,000
	26			305,700	359,800	381,600
	27			307,600	362,100	
	28			309,600	364,300	
	29			311,500		
	30			313,400		
	31			315,300		
32			317,100			
再任用 組合員		150,100	187,400	215,300		

別表第2(第28条関係)

級別職務分類表

職務の級	職 務
1 級	自動車整備士、運転士、守衛、交換手、工業技手、畜産技手、道路技術員、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、医療助手、現業主事、寮母、寮父又は検査助手の職務
2 級	相当困難な業務を行う自動車整備士、運転士、守衛、交換手、工業技手、畜産技手、道路技術員、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、医療助手、現業主事、寮母、寮父又は検査助手の職務
3 級	困難な業務を行う自動車整備士、運転士、守衛、交換手、工業技手、畜産技手、道路技術員、ボイラ技士、機械技

別表第2(第28条関係)

級別職務分類表

職務の級	職 務
1 級	自動車整備士、運転士、守衛、交換手、工業技手、畜産技手、道路技術員、ボイラ技士、機械技手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、医療助手、現業主事、寮母、寮父、医療計算士又は検査助手の職務
2 級	(1) 車庫長、車庫主任、守衛長又は副守衛長の職務 (2) 主任の職務
3 級	(1) 現業主幹の職務 (2) 困難な業務を行う車庫長、車庫主任、守衛長又は副

	手、調理師、農業技手、林業技手、調理員、医療助手、現業主事、寮母、寮父又は検査助手の職務
4 級	車庫長、車庫主任、守衛長又は副守衛長の職務
5 級	困難な業務を行う車庫長、車庫主任、守衛長又は副守衛長の職務

	守衛長の職務
4 級	困難な業務を行う現業主幹の職務

別表第4(第31条関係)

給料の調整額の適用区分表

勤務箇所	組 合 員	調整数
母 来 寮 岩井長者寮	寮母及び寮父のうち入所者と起居を共にする組合員	3
	その他の組合員	1
福祉相談センター	自動車整備士、運転士、調理師及び調理員である組合員	1
喜多原学園 皆成学園	自動車整備士、運転士、ボイラ技士、調理師及び調理員である組合員	1
皆生小児療育センター	医療助手のうち入所者に直接接することを常例とする組合員	3
	その他の組合員	1
鳥取療育園 中部療育園	自動車整備士及び運転士である組合員	1

別表第5(第31条関係)

調 整 基 本 額 表

組合員の区分	職務の級	調 整 基 本
		10,200円。ただし、1号給から11号給まで

再任用組合員 以外の組合	1 級	5,100円 12号給から15号給まで 6,500円 16号給から20号給まで 8,500円 21号給から25号給まで 9,800円
	2 級	10,800円。ただし、1号給から6号給まで 9,800円 7号給から10号給まで 10,200円
	3 級	11,300円。ただし、1号給から6号給まで 10,200円 7号給から17号給まで 10,800円
	4 級	11,900円。ただし、1号給から9号給まで 11,300円
再任用組合員	1 級	第1類 5,100円 第2類 6,500円 第3類 8,500円

附 則
(施行期日等)

- 1 略
- 2 この協約は、平成16年4月1日から適用する。
(組合員の給与の額の特例)
- 3 平成14年4月1日から平成17年3月31日までの間 (以下「特例期間」という。) における組合員の給料月額は、第28条第1項及び第8項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料月額 (以下この項において「給料基礎額」という。) から当該額に100分の5 (第28条第1項第1号に掲げる現業職給料表(1)の適用を受ける組合員であってその職務の級が1級であるもののうちその号給が14号給以下であるもの及び同項第2号に掲げる現業職給料表(2)の適用を受ける職員であってその給料月額の区分が第1類であるもの (以下「特定職員」という。) にあっては、100分の4) を乗じて得た額 (当該額に1円未満の端数を生じては、100分の4) を乗じて得た額 (当該額に1円未満の端数を生

附 則
(施行期日等)

- 1 略
- 2 この協約は、平成17年4月1日から適用する。
(組合員の給与の額の特例)
- 3 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間 (以下「特例期間」という。) における組合員の給料月額は、第28条第1項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料月額 (以下この項において「給料基礎額」という。) から当該額に100分の5 (その職務の級が1級である組合員及びその職務の級が2級である組合員のうちその号給が5号給以下であるもの (以下「特定職員」という。) にあっては、100分の4) を乗じて得た額 (当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

(1)及び(2) 略

4 特例期間における組合員の調整手当、期末手当及び勤勉手当の額については、第44条の規定にかかわらず、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第 号）第7条第1項第3号に掲げる者（特定職員にあっては、同項第2号に掲げる者）の例による。

（準用等される条例の取扱い）

5 略

（協約原本の作成）

6 略

じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

(1)及び(2) 略

4 特例期間における職員の給料の調整額は、第31条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の5（特定職員にあっては、100分の4）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、前項各号に掲げる額の算出の基礎となる給料の調整額は、同条第2項の規定により定められた額とする。

5 特例期間における組合員の調整手当、期末手当及び勤勉手当の額については、第44条の規定にかかわらず、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条第1項第1号に掲げる者（特定職員にあっては、同項第3号に掲げる者）の例による。

（準用等される条例の取扱い）

6 略

（協約原本の作成）

7 略